

随意契約理由

令和8年(2026年)4月1日

契約担当課名	福祉事務所
契約名称	「健康づくりグループ支援事業」業務委託
契約内容	「健康づくりグループ支援事業」業務一式
契約締結日	令和8年4月1日
及び契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
契約の相手方 (所在地・名称)	社会福祉法人 豊中市社会福祉協議会 大阪府豊中市中桜塚2丁目29番31号
契約金額	4,183,000円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>本事業は、生活保護受給者のうち、ただちに就労に結びつきにくい就労困難者等に対して、心身の健康を回復・維持し、日中活動の場において基礎能力の形成等を支援していくものである。</p> <p>令和8年度においては、このような場の提供に加え、今後の事業のあり方を検討していくため、平成26年度の事業開始時からの具体的な実績や課題を整理し、それらを踏まえた今後の改善策や展望等を導きだす事業評価を行う。</p> <p>このような事業評価を含めた本事業を実施できるのは、事業開始時より運営を担ってきた豊中市社会福祉協議会のみであることから、地方自治法施行第167条の2第1項第2号により随意契約を行うものである。</p>